

鈴木拓也著

『蝦夷と東北戦争』（戦争の日本史3）

渕原 智 幸

一

本書の著者・鈴木拓也氏は、古代東北史研究の水準を一気に高める論考を、一九九〇年代から次々に発表し、今やこの分野を代表する研究者の一人となった人物である。九〇年代における氏の研究は、当時の論考をまとめた単著『古代東北の支配構造』（吉川弘文館、一九九八）の書名からも窺われる通り、陸奥・出羽における官制・軍制や財政構造、あるいは公民支配をめぐる制度の変遷といった基礎的研究が多く、その手堅い実証と精緻な論理に支えられた諸論考は、いずれも古代東北史を研究する上で必読とされている。

こうして自らの理論的基盤を固めた鈴木氏は、二〇〇〇年代に入ると、八世紀頃の中央における政治動向と、その時々の東北支配との相互連関を論じた研究を相次いで発表した。^① いわば古代政治史の文脈に、東北史を位置づけし直す作業であるが、これは東北史の更なる精緻化であると同時に、日本の古代国家を考える上

で東北支配が不可欠の論点であることを、改めて証明する試みでもあったといえよう。

以上の成果を踏まえつつ、鈴木氏が八世紀初頭～九世紀初頭の征夷を通史的に叙述したのが本書である。征夷、すなわち戦争の歴史をメインテーマとしてはいるが、こうした氏の研究が随所に反映された結果、本書は古代東北の通史としても十分評価しうるものとなっており、特に光仁・桓武朝の前後に関しては、中央の政治動向と東北政策との関係が丁寧に説明されているため、この時代に関心を持つ人々にとって、幅広く益するところがあるだろう。

なお鈴木氏は本書のあとがきで、「『蝦夷と東北戦争』について叙述するには、七世紀中頃の阿倍比羅夫による北方遠征から説き起こし、九世紀末の元慶の乱までを含めるのが通例である」と認めた上で、あえて叙述期間を絞った理由について、「国郡制支配の領域を面的に広げることを目的とする律令制下の征夷を、（中略）、できる限り詳細に跡づけることも、東北の古代史を理解する上で意味があると考えた」と説明している。つまり本書の目的は、古代国家が軍事力による面的拡大を志向し始めてから、これを放棄するまでの約百年間を、政策実施の制度的・理念的背景や、支配の具体的様相にまで踏み込んで描くことであり、したがって、叙述期間の長さより叙述内容の一貫性を重視したいという氏の判断も、一つの見識というべきだろう。

本書の構成は以下の通り。

律令国家と蝦夷（プロローグ）

I 奈良時代前半の征夷

- 1 律令国家と征夷／2 和銅二年の征夷と出羽国の成立／3 養老四年の蝦夷の反乱と鎮守府の成立／4 神亀元年の征夷と俘囚の移配／5 天平九年の奥羽連絡路建設
- II 光仁朝の征夷

- 1 三十八年戦争の開始／2 伊治公皆麻呂の乱
- III 桓武朝の征夷

- 1 延暦三年の征夷計画と長岡遷都／2 延暦八年の征夷と阿弓流為の登場／3 延暦十三年の征夷と平安遷都／4 延暦二十年の征夷と阿弓流為の降伏
- IV 征夷の終焉と九世紀の蝦夷社会

- 1 辺境政策の転換／2 文室綿麻呂の征夷／3 移配蝦夷の処遇と闘争／4 奥郡の騒乱
- 征夷の側面観（エピソード）

なお近年の研究では（評者の論考を含めて）、古代国家のアイデアが多分に込められた「征夷」という語を避けるため、「侵略」「経略」などと言い換えたり、カギ括弧を付けて「征夷」としたりすることも多いが、以下の論述では鈴木氏の表記法に合わせるため、単に征夷と書くことにする。同様に、近年は蝦夷・俘囚を総称する場合、片仮名でエミシと書くことも多いが、以下では単に蝦夷と表記する。

二

以下、各章の内容を簡単に紹介する。

プロローグでは、征夷について理解するための前提として、古代蝦夷に関する基本的な知識を解説している。基本的とはいっても、蝦夷アイヌ説と非アイヌ説の発展的統合、蝦夷・俘囚・夷俘の区分法といった、近年の研究成果が多く盛り込まれているので、一般読者はもちろん、他分野の研究者にとっても有用な内容といえよう。

Iは、まず律令制下の征夷の特徴や征夷軍の構成など、征夷の概論を述べた後（1）、律令制下で初の征夷となる和銅二年（七〇九）の征夷から、天平九年（七三七）の奥羽連絡路建設事業までの征夷・軍事行動を解説し、その後に行われた東北政策全般についても述べてゆく。特に、養老四年（七二〇）の反乱を契機に構築された、いわゆる神亀元年体制については、鈴木氏自身の研究成果も交えて詳細かつ平易に説明している（3）。また、奥羽連絡路建設事業の後、東北での版図拡大が二十年にわたって中断したことも指摘し、その理由を天然痘流行による社会の疲弊と、大仏・国分寺造立事業への国力傾注に求めている。そして、天平宝字元年（七五七）に版図拡大が再開された後、伊治城の造営など積極策が進められたことを述べて、次章の三十八年戦争の話につなげていく（5）。

IIは、宝龜五年（七七四）―弘仁二年（八一二）の三十八年戦争について、まず同戦争が大規模化・長期化した要因を国家側・蝦夷側の双方から分析した後、戦争の予兆となった宇漢迷公宇屈波宇の逃亡事件、最初の戦闘となった桃生城襲撃事件、宝龜五年と同七・八年の征夷、そして宝龜十一年に発生した伊治公皆麻呂の乱について順次述べてゆく。そして、皆麻呂の乱によって東北

支配が未曾有の混乱に陥った中で桓武天皇が即位したことを記し、次章につなげる。

Ⅲでは、延暦八年（七八九）・十三年・二十年の三度にわたって行われた桓武朝の征夷と、その前後にあった二度の征夷計画について、造都事業との関係に留意しつつ解説する。特に十三年の征夷については、長岡廃都による延期と、平安遷都に合わせた戦勝報告に注目し、征夷と造都のリンクによる政治的演出が図られたことを指摘する（3）。なお、前述したように本書は、このⅢを中心として、桓武朝前後の政治動向に多くの紙幅を割いており、この時期に大規模な征夷が繰り返された政治的背景が、桓武の親族関係や政策方針など政治史全体の文脈の中で理解できるよう配慮されている。

Ⅳの前半では、徳政相論以後、東国が東北支配に関する負担から解放され、東北政策に要する人と物を奥羽両国内で調達する原則ができたことを述べた上で（1）、胆沢城鎮守府の成立、斯波三郡の成立、文室綿麻呂の征夷、そして志波城廃絶と徳丹城造営について述べてゆく。また、三十八年戦争の終結によって東北の軍事的緊張は大幅に緩和されたと評価し、その影響の一つとして、鹿島神宮の苗裔神に対する奉幣が弘仁年間に途絶えたことを指摘する（2）。

Ⅳの後半では、三十八年戦争後の蝦夷について、移配された蝦夷と東北に残った蝦夷とに分けて概観する。移配蝦夷については、まず移配の主な目的を蝦夷の勢力分断と説明した上で、彼らが移配後も反乱と越訴による抵抗を続け、調庸民化が一向に進展しなかったことや、移配蝦夷の軍事的活用は調庸民化を断念した後の

二次的利用とみられることなどを述べる（3）。一方、東北に残った蝦夷については、九世紀中葉の陸奥で発生した、いわゆる奥郡の騒乱を中心に述べる。まず騒乱の原因を蝦夷の入京越訴禁止措置に求めた上で、こうした騒乱の鎮圧に功のあった蝦夷系豪族が国家側に登用され、やがて奥六郡の安倍氏や山北三郡の清原氏につながっていったと展望する。そして、三十八年戦争後の国家は蝦夷支配を一地域の問題として矮小化する一方、近国の移配蝦夷を年中行事に参加させることで、「東夷の小帝國」としての權威を飾ろうとしたと述べて、本論を閉じる（4）。

エピソードでは、本論の補遺として、いくつか各論を述べる。征夷の「成果」は版図の拡大のみであり、税収の増大には結びつかなかったこと、征夷の最中も終結後も北方交易が盛行していたこと、九世紀以降の東国で治安が乱れた一因は、征夷の兵站基地として武力的基盤の充実が図られたためと思われること、などである。

三

本書は鈴木氏自身の優れた研究成果に加え、最新の学説や発掘成果も積極的に採り入れてあり、全体として出色の水準にあることは疑いない。ただ、個別の論点においては疑問の残る部分もあるので、以下に主なものを述べておく。

まず、天平十年の俘囚移配と、同九年以前の軍事行動との関係について。この移配について鈴木氏は、他の移配例と併せ、「征夷によって国家側に投降した蝦夷を諸国に分散させ、蝦夷の勢力を弱体化させるために行われた」とするが（二四九頁）、氏自身

も述べる通り、同九年の奥羽連絡路建設事業では戦間が一度も行われていない。ただ、同事業に先立って同八年四月以前に軍事行動が行われたのは確かなので（『続日本紀』同年四月戊寅条）、一般には、このとき帰降した人々を同十年に移配したと解釈する場合が多く、鈴木氏もこの見解に従っているものと思われる。

しかし、戦間終結から約二年も経って帰降者を移配するというのは、時期がずすぎではないだろうか。実際、例えば神亀二年の俘囚移配は、前年の征夷終結から数ヶ月後に実施されているし、宝亀七年の移配は、同年の征夷と並行して行われたものとみてよからう。また、天平八年四月以前の軍事行動で帰降した人の中には、戦勝の証拠として都へ連行され、天皇へ進上された人もいたと思われるが、彼らが移配ないしは班賜されるまで二年も天皇の許に留め置かれていたとは考えにくい。この軍事行動に伴う俘囚移配は、もし行われたとしても、天平九年までには完了したと考えるべきだろう。

一方、以前から指摘されていることだが、天平十年の俘囚移配は、前年の防人停止による東国兵士の帰還と並行して行われている。また同年の筑後国正税帳には、俘囚に食料を支給した旨が記されているが、移配俘囚への禄物支給などが定められたのは延暦十七年になってからである。さらに同正税帳によれば、俘囚への食料支給は四月二十六日から一斉に始められ、大部分の者は年末まで支給を受けるものの、一部の者は十二月三日・十一月九日など変則的な時期で支給が止まっている。そして同年の周防国正税帳によれば、この四月という時期は、ちょうど防人らが東国への帰還を始めた頃に当たる。

以上より、同年の九州では防人の代替兵力（の一部）として俘囚が利用されていた可能性が高く、筑後における食料支給は、兵役に就いていた俘囚に対してのみ行われたものであろう。そして同年の俘囚移配も、前々年の軍事行動と直接の関係はなく、以前から陸奥国の支配下にあった俘囚を軍事的に利用するため九州へ送ったものと思われる。鈴木氏は、移配蝦夷の軍事的利用は九世紀初頭に始まると推定しているが（二四九頁）、恒常的な利用はともかく、一時的・代替の利用はかなり早くからあったのではなからうか。

次に陸奥北部の諸郡について。鈴木氏は、胆沢・江刺・磐井の三郡が胆沢城の広域支配下に置かれたとする、いわゆる胆沢三郡説を踏襲しているが（一六頁・二〇七頁）、この説は実証性に問題がある。同説を支持し続けるなら、新たな論証の提示が必要だろう。

また斯波三郡について、「蝦夷郡の可能性は否定できない」（二三四頁）とすること自体は問題ないが、その論拠として『延喜式』民部上に郡名が載っていないことを挙げるのは疑問である。課役賦課などの有無が郡名不記載の理由にならないことは以前にも論じた通りであり、実際、同じ蝦夷郡として立郡された遠田郡は同式に載っている。「遠田郡は賜姓などで公民化が進み蝦夷郡ではなくなつたのだらう」という反論があるかもしれないが、それは斯波三郡にも言えることである。通説通り、三郡は俘囚の騒乱を克服し、九世紀を通じて支配を維持したと考えるなら、尚更であらう。また以前述べた通り、こうした説明では『和名類聚抄』に三郡が載っていない理由を説明できない。一部の研究者は

池邊彌氏の分析を根拠に、「和名抄の郷名は九世紀前半のデータに基づくものだから、九世紀半ばの倭国騒乱と斯波三郡不記載を結びつける淵原説は成立しない」と唱えているようだが、池邊氏の分析は問題が多く、実際は十世紀前半のデータとみて大過ないと思われる。

次に、鹿島苗裔神が陸奥国内に広まった時期について。鈴木氏は、「延暦年間の初めには、鹿島苗裔神はごく少なかったであろう」とし、桓武朝の征夷を通じて苗裔神が増大したとする（二四七頁）。その根拠は、①『日本三代実録』貞観八年（八六六）正月廿日条や、『類聚三代格』卷一の同日官符に、鹿島神宮が「延暦以往」＝延暦以後、陸奥国内の苗裔神三十八社に奉幣していたとある、②陸奥の鹿島神へ勲位・封戸を授けた旨を伝える『続日本紀』延暦元年五月壬寅条に、神社の所在郡名が載っていない（つまり郡名を記さずとも特定できるほど苗裔神が少なかった）、の二点である。

しかし、このうち①については、「以往」なる語が古来より「以前」「以後」両方の意味で混用されていたことは周知の通りであり、特に「以来」「以降」などの語が直後に来る場合は（例えば『続日本紀』宝亀四年八月辛亥条、「以往」を「以前」の意味にとり、ある時点より「前」と「後」を対比していると読むのが普通であろう。そして当該史料には、「延暦以往」の状況を述べた直後に「弘仁以来」の状況が書かれているのであり、この場合の「以往」は「以前」の意とみてよからう）。

また②の史料にみえる鹿島神は、『新抄格勅符抄』神封部の大同元年牒にみえる「鹿嶋神 二戸（陸奥国 延暦元年五月廿四日

符）」をさすときてよいが、この牒に掲載されている約一七〇社（大同元年当時に封戸を有していた神社がほぼ網羅されているとみてよい）のうち、このように苗裔神の社が本社（この場合は鹿島神宮）と別に封戸を有している例は、他には「大宰神封」として別記された大神神・住吉神などが確認されるのみで、まず例外的存在と言ってよい。もし同牒の記載が事実なら、この鹿島神は通常の苗裔神とは全く性格が異なる、いわば独立性の強い特殊な社だったことになろうし、またもし同牒の記載が単なる重出の類だったとすれば、延暦元年に勲位・封戸を賜ったのは鹿島神宮そのものであり、だからこそ所在郡名をわざわざ書かなかったということになる。どちらを是とすべきかは、まだ評者にも断案がないが、いずれにせよ②の史料にみえる鹿島神は、普通の鹿島苗裔神とは別格の存在であり、これをもって「延暦年間の初めには、鹿島苗裔神はごく少なかった」とは判断できないことになる。

ところで、①の史料や『延喜式』神名帳に載る陸奥国内の鹿島苗裔神は、宮城郡（多賀城所在郡）以南では海道沿いに集中しているのに対し、宮城郡以北では黒川以北十郡内にのみ、山道・海道を問わず分布することが知られている。熊田亮介氏は、このうち主に宮城郡以南での分布について、常陸から海道を北上する駅路に沿って鹿島神が勧請されたことの反映とみており、概ね妥当な見解であろう。だとすれば、これらの苗裔神が祀られた時期は、石城国が分置され独自の駅路が置かれた八世紀前半まで遡る可能性も出てくる。

一方、黒川以北十郡における苗裔神の散在状況については、鹿島信仰を持つ常陸周辺の人々が当該地域へ移住した際、海道ない

しは海上交通路に沿って自然に北上する形をとらず、人為的に十郡全域へ配置される形をとった（いわば人為的にシャッフルされた）ことの反映と考えたと説明しやすい。これは、同郡域への一斉移民が行われた八世紀前葉の時点で、既に鹿島神の勧請が行われていた（少なくとも鹿島信仰が流入していた）ことを意味する以上より陸奥の鹿島苗裔神は、桓武朝以前から少なからず存在した可能性が高い。

四

評者は以前、三十八年戦争の後半期に行われた懷柔策について考察し、この時期に行われた蝦夷移配には懷柔策としての側面があったと論じた^⑧。しかし、この説は鈴木氏の賛同を得られなかったようで、本書では当時の蝦夷移配について全く違った位置づけがなされている。紙幅の都合であり詳細はできないが、最後にこの点について少し述べておく。

鈴木氏は、延暦十七年（七九八）まで移配蝦夷に調庸が課されていたことを示した上で、「そのような支配方式が、延暦十三年の征夷に伴う蝦夷の大量移配によって破綻した」（二五三頁）から、彼らへの調庸免除が始まったとしている。しかし氏も別稿で認める通り、十三年の征夷で移配された蝦夷は、当初三年間の調庸を免除されていたと思われる、だからこそ彼らの調庸は延暦十七年まで問題化しなかったのである。そして同年四月には、移配蝦夷の調庸免除が改めて決定された。つまり同戦争後半期に移配された蝦夷は、結局一度も調庸を負担せずに済んだのである。そして同十九年に班田が行われると、翌年には移配蝦夷の田租免除が

決定され、この措置は少なくとも弘仁七年（八一六）まで続く。公出挙など他の税目も課された徴証はなく、むしろ饗賜の実施や公粮支給などから考えれば、彼らは移配後、少なくとも約二十年間、一度も徴税対象にならなかったと見るべきだろう。

このように、延暦十七年までの支配方式が実際に「破綻した」ことはない。破綻するまでもなく、支配方式の転換が着々と進められたからである。評者は以前から、同戦争の前半と後半で移配政策の意味が大きく変化したと述べているが、鈴木氏は後半期の移配の懷柔策的側面を低く評価するため、両時期の差を無理に小さく扱っているように感じられる。

また、評者が注目した移配蝦夷への厚遇について、鈴木氏は、厚遇を受けたのは飽くまで一握りの者のみであり、大多数の移配蝦夷は貧困に陥ったとするが、その根拠は弱い。例えば氏は延暦十九年の班田について、「全国的な口分田の不足と班田収授制の衰退の中で、彼らに満足な口分田が与えられていたとは考えがたい」（二五四頁）とするが、それは一般百姓も同様である。移配蝦夷の口分田だけが殊更に少なくされたとみる根拠はないし、まして彼らだけが一般百姓より貧しくなったとみる根拠はない。こうした根拠の乏しい推論は、他にも例えば、「移配蝦夷の犯罪として、牛馬の略取や強姦などが散見するが、（中略）牛馬の取り引きや、百姓の娘との婚姻をめぐるトラブルであった可能性も皆無ではない」（二六一頁、傍点評者）など各所に散見されるが、総じて鈴木氏は、国家の理不尽な政策に抵抗した人々を取り上げようとする時、やや論証が甘くなることがあるのではないか。

例えば八世紀後半―九世紀前半の神火事件について、鈴木氏は、

「征夷に関わる負担、特に軍糧の負担に対する抵抗とみるべき」としている（二八一頁）。確かに、かつては神火事件と征夷を結びつける研究が多くみられたが、近年こうした見方は影をひそめているのではないか。神火事件は遅くとも天平宝字七年以前、つまり三十八年戦争開始の十年以上前には発生していたし（『続日本紀』同年九月庚子朔条）、その後、東国が征夷の負担を解かれた弘仁・承和年間に至っても発生し続けている。逆に、最も大規模な征夷が行われた延暦年間、前後の時期より神火の記事が減っている。つまり征夷の実施時期やその規模と、神火発生との間には有意な関係が見出し得ない。やはり神火事件は、郡司任用をめぐる混乱をはじめ、当該期の郡司制度や地方支配の変容と絡めて考えるべき問題で、征夷に対する抵抗といった性格は希薄、ないしは副次的なものに過ぎないとみるべきだろう。

以上、やや批判めいたことも書いたが、本書が征夷および古代東北の通史として優れたものであることは再三述べた通りである。また評者の誤解や不勉強によって、鈴木氏の意図を正しく酌み取れなかった点もあろうかと恐れるが、氏のご海容を願いつつ欄筆する。

① 鈴木拓也「桓武朝の征夷と造都に関する試論」（『文学・芸術・文化』二二—二、二〇〇二）、『国境の城と碑』（『文字と古代日本』²、

吉川弘文館、二〇〇五）、「天平九年以後における版図拡大の中断とその背景」（『杜都古代史論叢』今野印刷、二〇〇八）など。

② 菊池賢「38年戦争と蝦夷移配」（『財団法人東北文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』二二、二〇〇三）四〇—四二頁。

③ 渕原「磐井郡の成立」（『古代文化』五七—六、二〇〇五）。

④ 渕原「平安前期東北史研究の再検討」（『史林』八五—三、二〇〇二）。

⑤ 池邊彌「和名類聚抄郡郷里駅名考証」（吉川弘文館、一九八二）三七—三八頁。

⑥ 坂上康俊「奈良平安時代人口データの再検討」（『日本史研究』五三六、二〇〇七）。

⑦ 熊田亮介「『征夷』と鹿島苗裔神」（『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三）。

⑧ 渕原「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配」（『日本史研究』五〇八、二〇〇四）。

⑨ 鈴木拓也「蝦夷の入京越訴」（『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七）七八頁。

（四六判 二九五頁 二〇〇八年二月）

吉川弘文館 二五〇〇円＋税）

（京都大学文学部非常勤講師）